

○研究活動不正行為の防止等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、東北福祉大学で行われる研究活動における不正行為の防止及び不正行為への適正な対応に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、競争的資金を始めとする学外から獲得した研究費及び本学が配分する研究費により行われるすべての研究活動をいう。ただし、競争的資金の執行・管理に関しては、別に定める。

2 この規程において、「研究者」とは、前項の研究活動を行っている本法人教職員、学生及び本学の研究費又は施設、設備を利用して研究活動を行うすべての者をいう。

3 この規程において、研究活動における「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に定める行為をいう。

(1) 研究活動における特定不正行為

捏造	存在しないデータ及び研究結果等を作成すること。
改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
盗用	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(2) (1)以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

二重投稿	他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
------	-------------------------------------

不適切なオーサiership	論文著作者が適正に公表されないこと並びに著作権者に該当しない者がオーサーとされていること。
----------------	---

(研究者の責務)

第3条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ、調査データその他の研究資料等を、当該論文の発表後10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 研究者は、共同研究の実施や論文作成の際、個々の研究者間の役割分担・責任を、相互に明確化しなければならない。
- 5 研究者は、研究成果の発表にあたり、引用は適切に行わなければならない。
- 6 研究者は、本学学生と共同研究をし、発表する場合は、学生に不正行為がないよう十分に指導し、オーサー制度とは無関係に、研究者が全責任を負うものとする。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

- 2 学長は、研究活動に関する行動指針並びに不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針を定めるとともに、総括責任者として責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して、不正行為の防止等に努めなければならない。

(部局責任者)

第5条 学部長及び大学院研究科長は、当該学部における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 学長は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者及び研究倫理教育副責任者を置き、それぞれ研究倫理委員会委員長及び学科長、大学院研究科長、感性福祉研究所副所長を充てるものとする。

- 2 研究倫理教育責任者及び研究倫理教育副責任者は、所管する教育研究組織の研究者

に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

- 3 研究倫理教育責任者は、論文著作者が、適正に公表されない不適切なオーサiershipになっていないか、あるいは著作権者でない者が論文著作者として公表されていないかにも留意しなければならない。

(研究不正防止委員会の設置)

第7条 学長は、不正行為の防止に関する方策を策定・実施するため、研究不正防止委員会を設置する。

- 2 研究不正防止委員会に委員長を置き、委員長は学長が指名する。

(研究不正防止委員会の業務)

第8条 研究不正防止委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 研究不正防止計画の企画および立案に関すること。
 - (2) 研究不正防止計画の推進と検証に関すること。
 - (3) 研究不正の発生要因に対する改善策に関すること。
- 2 研究不正防止委員会は、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する、いわゆる二重投稿の判断基準を策定するため、また、論文が共同著作物である場合の民法第250条と異なる定めをする方法について検討するため、特別委員会を置くことができる。

(競争的資金等の事務担当者)

第8条の2 競争的資金等の事務を担当する職員等は、研究倫理教育及びコンプライアンス教育のほか、研究活動に係る法令等に関する教育又は研修等を定期的に受講しなければならない。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第9条 不正行為に関する学内外からの相談・通報及び情報提供の受付窓口は、内部監査室、研究企画推進課とする(以下「告発窓口」という。)

(告発の受付体制)

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容

が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付ける。

- 3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、学長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに学長に報告するものとする。学長は、当該告発に関係する部局の責任者等に、その内容を通知するものとする。
- 5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合等、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名若しくは名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、学長はこれを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、学長に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第12条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

ない。

- 3 前2項の規程は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取り扱い

（秘密保持義務）

第13条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 学長は、当該告発にかかる事案が外部に漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中に関わらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（告発者の保護）

第14条 部局責任者は、告発したことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発したことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、「東北福祉大学公益通報者保護規程」その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を科すことができる。
- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）

第15条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、「東北福祉大学公益通報者保護規程」その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を科すことができる。
- 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。
- 4 学長は、調査の結果、通報に係る不正行為の事実が認められなかった場合で、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉毀損等があった場合は、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

（悪意に基づく告発）

第16条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 学長は、前項の処分が科されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

（予備調査）

第17条 第10条に基づく告発があった場合又は本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合、学長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、学長が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して、関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、予備調査の実施にあたり、通報者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査方法に十分配慮しなければならない。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験試料等を保全する措置をとることができる。

- 6 本条第2項に定める予備調査委員会委員は、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(予備調査の方法)

第18条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第19条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則30日以内に、予備調査結果を学長に報告する。

- 2 学長は、前項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を判定し、本調査実施の要・不要を判断する。
- 3 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 学長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第20条 学長は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、東北福祉大学に属さない外部有識者でなければならない。

また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 学長が指名した者 | 3 名 |
| (2) 研究分野の知見を有する者 | 1 名 |

(3) 法律の知識を有する外部有識者 1 名

- 4 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、通報者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

(本調査の通知)

第21条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

(本調査の実施)

第22条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第23条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第24条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

る。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第25条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第26条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第27条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案にかかる研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きにのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第22条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第28条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の程度、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、原則150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を

得るものとする。

- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第29条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第30条 学長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第31条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第 20 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第 32 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するも

のとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

- 4 学長は、本条2項又は3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が東北福祉大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第33条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第34条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、資金配分機関又は関係省庁から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第35条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第36条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が本条第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第37条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処 分)

第38条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、東北福祉大学就業規則、訓戒に関する規程及び懲戒の事務手続等に関する細則その他関係諸規程に従って、処分を科すものとする。

- 2 学長は、前項の処分が科されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

（是正措置等）

第 39 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 学長は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 学長は、本条第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

（事務処理）

第 40 条 本学における研究活動にかかる不正行為が生じた場合における措置等に関する事務処理は関係部署の協力を得て、研究企画推進課が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に制定・施行する。
- 2 この規程は、平成 28 年 1 月 13 日に一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成 29 年 3 月 22 日に一部改正し施行する。
- 4 この規程は、平成 31 年 4 月 22 日に全面改正し施行する。
- 5 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。
- 6 この規程は、令和 6 年 8 月 1 日に一部改正し施行する。